

市民生活の日常を取り戻す取り組み

農産物の放射性物質測定

市は、市場に流通する農産物の放射性物質の測定を23年10月から農協へ委託。これにより、農家が生産した農産物は、測定を経て消費者のもとに届くこととなりました。

市内で販売される地元産の農産物や自家消費野菜など、12月から市民の持ち込みによる測定を開始。産直などでも、適正な測定を受けた農産物が店頭に並ぶこととなりました。

販売目的の農産物などは、市の測定結果が基準値の2分の1以上となると、県が詳細な検査を行います。その結果、基準値を超える数値が検出されると、その時点で国の出荷制限指示や県の出荷自粛要請の対象となります。現在、本市においてそれに該当している品目は左表のとおりです。これらの制限などについては、国が示す解除の条件に基く検査において、基準値以下となったときに解除されます。

学校給食の放射性物質測定

農産物と同様に、12月から学校給食の食材についても測定を行っています。生産物としての測定とは別に、1食の丸ごと測定を実施。児童、生徒は学校給食を安心して食べることが出来ます。

水道水の放射性物質測定

毎日の生活に必要な水道水については、放射能の問題が発生した当初から、県のサンプル調査が行われてきました。市水道も、23年9月から市独自で検査を開始しており、測定結果

は市ホームページで公表しています。現在、基準値を超える数値は検出されていません。

公共牧野の対策

公共牧野の牧草についても検査を行いました。その結果、市内4カ所の牧野で基準値以上の数値が検出され、本年度の預託牛などの受け入れは中止となりました。今まで牛を預託していた畜産農家は、市外の牧野への放牧を余儀なくされています。市は、畜産農家の負担を軽減するため、市外牧野への運搬費の一部や、自家牛舎で飼養する場合の牧草購入費など、掛かり増しとなる経費を助成することとしました。

この状況を解消するためには、牧草地の除染が必要です。市内の公共牧野の除染対象面積は採草地を含めて、約480haと相当の面積があり、全ての面積を除染するにはかなりの作業量となります。早急な除染対策が大きな課題となっています。

刈り草の管理

畦畔などの刈り草を焼却することにより、刈り草に付着していた放射性物質が拡散することも考えられます。草刈り後の焼却は行わないよう、みなさんのご協力をお願いします。

■国の出荷制限指示、県の出荷・採取の自粛要請 (24年7月4日現在)

【農産物（野菜など）】	
品目	出荷制限・自粛要請指示日
現在、出荷および採取自粛要請されている品目はありません	

【林産物（きのこ類）】	
○国の出荷制限指示	
品目	出荷制限指示日
露地栽培原木しいたけ	4月25日
○県の出荷自粛要請	
品目	自粛要請日
施設栽培原木しいたけ	3月30日
原木乾しいたけ	5月23日

【山菜類】	
○国の出荷制限指示	
品目	出荷制限指示日
こしあぶら	5月10日
ぜんまい	5月16日
野生わらび	5月16日
野生せり	5月30日
たけのこ	5月31日

※たけのこの出荷制限対象はモウソクチク、マダケなどです。ネマガリダケ（ヒメタケ）は出荷制限の対象ではありません

○県の出荷および採取の自粛要請	
品目	自粛要請日
野生フキ	6月5日

【川魚】（対象漁場は支流を含む）			
○国の出荷制限指示			
対象漁協	対象漁場	対象魚種	出荷制限指示日
胆江河川漁協 衣川漁協	北上川、胆沢川、 広瀬川、人首川、 衣川	ウグイ	5月11日

○県の採捕自粛要請			
対象漁協	対象漁場	対象魚種	自粛要請日
衣川漁協	衣川	ヤマメ	3月29日

県において測定を継続していますが、国で定める基準を満たした時点で解除となるものです

——被災地支援——

沿岸の災害廃棄物処理

本年度、県内の廃棄物焼却施設では、沿岸被災地の災害廃棄物の受け入れを行っています。この受け入れは、県が調整し、市町村へ委託しているものです。県全体での調整により、当地域では6月14日から奥州金ヶ崎行政事務組合が大槌町の災害廃棄物の受け入れ、焼却処理を行っています。

受け入れに当たっては、4月に住民説明会を開催し、その概要を説明。その後、5月16日と17日に試験焼却を行いました。排ガスなどの放射線

量測定の結果、焼却による影響は見られず、その結果を再度住民説明会で報告し、受け入れを決定しました。処理の流れは、現地で分別された災害廃棄物の放射線量を測定し、委託業者が運搬。焼却施設到着後に再度測定します。安全性を確認の上、地域で排出するごみと均一に混合し、焼却処理を行います。施設内の放射線量は毎日測定するほか、焼却灰や排ガスの線量も測定し、その結果は、市の広報でお知らせしています。

受け入れ数量は1日当たり10トンの。これは地域内のごみ処理を行いながら、余剰処理可能な数量で算定しています。災害廃棄物は、現地で適切に分別されており、施設に与える影響などは全くなく推移しています。処理費用は国の負担で賄われます。地域内のごみを処理しながらの受け入れであり、地域のごみを減量することができれば、さらに受け入れ数量を増やすことができます。市民のみなさんが、積極的にごみの減量化に取り組むことは、沿岸被災地の復興支援にもつながります。

沿岸の災害廃棄物を受け入れることで、震災復興に寄与できました。市民のみなさんにご理解いただき、感謝しています。今後、ごみの減量化が進めば、受け入れ数量をさらに増やすことができます。



奥州金ヶ崎行政事務組合
環境施設課長
千葉 哲夫 さん

——当面の課題とこれから——

市は、23年度、緊急的な措置により除染に取り組んできました。市全域が重点地域に指定されているため、24年度は除染実施計画を策定した上で除染を行うこととなっています。24年2月から協議してきた市除染実施計画は、承認までの時間を要しました。市民の皆さんからの不安の声と、早期の除染開始を望む声が多く寄せられています。本格的な除染実施に入るのは7月下旬を予定しています。

今後、必要となるのが、除染により除去した土壌を保管する仮置き場です。各区の検討会が始まりましたが、慎重な候補地の選定と地域の合意が必要です。できるだけ早くその仮置き場を設置することで、除染を円滑に進めることができます。市除染実施計画では、26年3月までに除染を終えることとしています。その間、市は、継続的に放射線量の測定を行い、適切に公表します。測定数値の高い場所には近づかないなど、正しい認識のもと、適正な対応をお願いします。

市は、新たな情報や状況を的確に把握し、市民のみなさんと手を取り

合いながら、住みよいまちづくりに取り組んでいきます。

■問い合わせ先

- 対策本部・除染に関すること＝本庁危機管理課原発放射線対策室（内線 255・256）
- 農産物の測定に関すること＝本庁農政課農産係（内線 365～367）
- 牛の放牧に関すること＝本庁農政課畜産係（内線 364）
- 水道水に関すること＝市水道部工務課施設係（☎ 46-4904・内 342・345）
- 学校給食に関すること＝学校教育課学校健康係（☎ 35-2111・内線 424・425）
- 学校プールに関すること＝学校教育課学事係（☎ 35-2111・内線 422・423）
- 災害廃棄物の受け入れに関すること＝奥州金ヶ崎行政事務組合（☎ 24-5821）
- 工業製品の放射能測定に関すること＝市鑄物技術交流センター（☎ 51-8666）

※厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準では、飲料水が10ベクレル/kg、乳幼児用食品と牛乳は50ベクレル/kg、それ以外の一般食品が100ベクレル/kgとなっています。牧草の基準は100ベクレル/kgです